

別 表

区分	交付対象事業			交付率 (要綱第3 関係)	別に定める額 (交付額の上 限) (要綱第3関係)	交付申請書 提出の期日 (要綱第5関係)	交付申請書に 添付するその 他の書類 (要綱第5関係)	実績報告書に 添付するその 他の書類 (要綱第7関係)	担当課	取扱細則 (要領第13関係)	制定 改正履歴	備考
	種別 <small>(要綱第2関係)</small>	事業主体	内 容									
土地改良 事業計画 支援	土地改良 事業計画 作成	会 員	土地改良事業施行認可等事務書類の作成に対し て支援を行う。(新規申請、変更申請等) ① 土地改良事業計画書 ② 地区編入申請書類 ③ 各種申請書添付書類・資料	10分の5 以内	100万円	事業実施前	・事業概要図等	・事業主体検査調書	業務課	1 国庫補助事業・府単独補助事業の対象となるものを除く。 2 業務を外注する場合の委託先は府土連とする。	制定:H19 改訂:H29	
換地事務 支援	換地事務	会 員	ほ場整備事業を実施し換地事務が著しく遅延している地区等について換地業務に対して支援を行う。 ① 換地計画書作成 ② 換地処分登記	10分の5 以内	100万円	事業実施前	・換地遅延地区調書 ・位置図	・事業主体検査調書	業務課	1 業務を外注する場合の委託先は府土連とする。 2 同一地区を複数年にまたがり実施する場合の支援交付額はその合計が別に定める(交付額の上限)額を超えない範囲で実施するものとする。	制定:H18.08.01 改訂:H29	
	確定測量	会 員	ほ場整備事業を実施し換地事務が著しく遅延している地区等について確定測量に対して支援を行う。 ① 確定測量	10分の5 以内	100万円	事業実施前	・換地遅延地区調書 ・位置図	・事業主体検査調書	業務課	1 業務を外注する場合の委託先は府土連とする。 2 同一地区を複数年にまたがり実施する場合の支援交付額はその合計が別に定める(交付額の上限)額を超えない範囲で実施するものとする。	制定:H18.08.01 改訂:H29	
調査・測 量・設計 支援	調査・測 量・設計	会 員	新規採択にむけて調査設計の実施を予定する地区につ いて、その前段として行う事前調査に対して支援を行う。 ① 概略設計 ② 資料作成 ③ 概算事業費の算出 ④ 測量	10分の5 以内	100万円	事業実施前	なし	・事業主体検査調書	業務課	1 国庫補助事業・府単独補助事業の対象となるものを除く。 2 業務を外注する場合の委託先は府土連とする。	制定:H18.08.01 改訂:H29	
システム 化推進支 援	「水土里 ネット京 都施設管 理システ ム」 整備	会 員	「水土里ネット京都施設管理システム」の整備、登録に 必要な図面、台帳等の基礎資料の作成に対して支援を 行う。 ① 「水土里ネット京都施設管理システム」の構築 ② システム登録に必要な図面、台帳等の資料作成	10分の5 以内	—	事業実施前	なし	・事業主体検査調書	業務課	1 システムをインストールするパソコン本体の経費は除く 2 業務を外注する場合の委託先は府土連とする。	制定:H29	
	電子媒体 保存	会 員	設計図書、文書、農道台帳等の電子媒体による保存に 対して支援を行う。 ① 設計書、図面等 ② 各種文書等 ③ 農道台帳 ④ 上記文書の検索システム化	10分の5 以内	50万円	事業実施前	・保存対象資料 一覧表	・事業主体検査調書 ・保存対象資 料一覧表	業務課	1 会員が独自で電子化した文書(スキャナ等でCD等に取り 込んだもの)の検索システム化のみの事業も可とする。 2 業務を外注する場合の委託先は府土連とする。	制定:H18.08.01 改訂:H29	

別 表

区分	交付対象事業			交付率 (要綱第3 関係)	別に定める額 (交付額の上 限) (要綱第3関 係)	交付申請書 提出の期日 (要綱第5関 係)	交付申請書に 添付するその 他の書類 (要綱第5関 係)	実績報告書に 添付するその 他の書類 (要綱第7関 係)	担当課	取扱細則 (要領第13 関係)	制定 改正履歴	備考
	種別 (要綱第2関 係)	事業主体	内 容									
システム 化推進支 援	土地改良 区事務シ ステム化	会 員 (市町村を除く)	事務の効率化のため行う、パソコンの導入及び、システムソフト導入に対して支援を行う。 ① PC導入費用(周辺機器含む) ② 会計システムソフト導入経費 (複式簿記に対応するものに限る) ③ 賦課金システムソフト導入経費 ④ 図化システムソフト導入経費	10分の5 以内	内容①～④ 毎に初回20 万円 (2回目以降 10万円)	事業実施前	なし	・事業主体検査調書	業務課	1 事業費10万円以上を対象とする。 2 インターネット環境が整備されている、若しくは、整備されること。	制定:H29	
21世紀 土地改良 区創造運 動支援	創造運動	会 員 (市町村を除く)	21世紀土地改良区創造運動への取組みに対して支援を行う。 ① 地域、社会とともに歩む活動等 ② 明日へのあらたな取組みを行う活動等 ③ 歴史、地域社会資産を守り育てる活動等 ④ 前各号のほか、会長が特に必要と認める活動等	10分の5 以内	50万円	事業実施前	・申請金額が把握できる資料 (見積書、説明書等)	・事業主体検査調書 ・写真等の証拠書類	総務支援課	1 1会員1地区の申請とする。 2 事業主体の人員費は事業費の25/100の以内とする。	制定:H14.08.23 移行:H18.08.01 改訂:H29	
	土地改良 施設表示	会 員 (市町村を除く)	土地改良施設等の歴史や役割などを広く伝える表示看板等の設置に対して支援を行う。 ① 地域住民等に対し、土地改良施設の歴史と意義を伝えるもの ② 土地改良事業や水土里ネットに対する理解を深めるもの ③ 改修や更新にあたり、施設や果たしてきた役割を説明するもの ④ その他	10分の5 以内	25万円	事業実施前	・見積書、イメージ図等	・事業主体検査調書 ・写真、図面、領収書の写し等	総務支援課		制定:H18.08.01 改訂:H29	
土地改良 施設支援	土地改良 施設機能 診断	会 員	土地改良施設診断事業を実施した施設について、より高度で詳細な診断を行うものに対して支援を行う。 ① 土地改良施設の診断	10分の5 以内	50万円	事業実施前	・経費内訳書 ・診断計画書	・事業主体検査調書 ・診断報告書	業務課 総務支援課	1 本会が実施する土地改良施設診断を了しているものを対象とする。 2 診断業務を外注する場合の委託先は原則、府土連とする。	制定:H19 改訂:H29	
	小規模土 地改良施 設整備	会 員 (市町村を除く)	小規模な土地改良施設の整備・補修に対して支援を行う。 ① 整備・補修のための工事に係る経費	10分の5 以内(市 町村の補 助も含め て)	75万円	事業実施前	・設計書 ・設計図面	・事業主体検査調書 ・工事請負契約書 ・実施主体の検査調書 ・工事写真	業務課 総務支援課	1 国庫補助事業・府単独補助事業の対象となるものを除く。 2 事業費が原則200万円未満の整備を対象とする。 3 府、市町村の既存の補助・助成制度により財政支援を見込める場合は、その制度により算出した額を控除した額を支援交付額とする。 4 対象事業費は10万円以上とする。 5 直営施工の場合は、労務費、材料費、機械経費を事業費とする。 6 対象施設は本会の助言指導を受けたものとする。	制定:H29	

別 表

区 分	交 付 対 象 事 業			交付率 (要綱第3 関係)	別に定める額 (交付額の上限) (要綱第3関係)	交付申請書 提出の期日 (要綱第5関係)	交付申請書に 添付するその 他の書類 (要綱第5関係)	実績報告書に 添付するその 他の書類 (要綱第7関係)	担当課	取 扱 細 則 (要領第13関係)	制 定 改 正 履 歴	備 考
	種 別 <small>(要綱第2関係)</small>	事業主体	内 容									
	ため池フ ローアッ 点検	会 員	ため池点検に対して支援を行う。	10分の3 以内	—	事業実施前	なし	・事業主体検査調査書	業務課	1 国庫補助事業・府単独補助事業の対象となるものを除く。 2 業務を府土連に委託する場合を対象とする。	制定：H29	
農地有効 利用支援	農地荒廃 防止	会 員	一時的に耕作放棄された農地の保全に支援を行う。 ① 農地の荒廃を防止するための行う管理耕作 ② 荒廃農地の復旧	10a当 たり2万 円 又は5万 円 (市町村 は1/2)	50万円 (市町村25万 円)	事業実施前	・対象地区の図面 ・" 写真	・事業主体検査調査書 ・対象地区の写真	総務支援課	1 ①の支援額は10a当たり2万円(市町村1万円) ②の支援額は10a当たり5万円(市町村2.5万円)とする。	制定：H25 改訂：H29	
緊急支援	緊急整備	会 員 <small>(市町村を除く)</small>	事故等不測の事態に対し、営農上、又は防災上必要な、 緊急に行う土地改良施設の整備等に支援を行う。	10分の5 以内(市 町村の補 助も含め て)	75万円	事業実施前	・設計書 ・設計図面	・事業主体検査調査書 ・工事請負契約書 ・工事写真	業務課 総務支援課	1 国庫補助事業・府単独補助事業の対象となるものを除く。 2 事業費が原則200万円未満の整備を対象とする。 3 市町村の既存の補助・助成制度により財政支援を見込める場合は、その制度により算出した額を控除した額を支援交付額とする。	制定：H29	
その他支 援	特認	会 員	特認事業 ① 会長が特に適当と認めるもの	10分の5 以内						添付書類は上記のうち類似する事業内容に準じる。	制定：H18.08.01 改訂：H29	